

『スペイン語記述文法』における叙法の取り扱いについて

Los modos verbales en la *Gramática descriptiva de la lengua española*

福島教隆

Noritaka FUKUSHIMA

1. はじめに

1999年秋に刊行された *Gramática descriptiva de la lengua española* (スペイン語 [イスパニア語] 記述文法) (Ignacio Bosque y Violeta Demonte 編, Real Academia Española, Colección Nebrija y Bello, 3巻, Espasa Calpe, Madrid) は、73人の研究者によって執筆された78章からなる大著で、量ばかりでなく質の面でも、最も優れた現代スペイン語統語論・形態論の1つであることは疑いない。¹⁾

本発表の目的は、この著作の行った貢献を、若干の批判を加えつつ我が国の学界に紹介し、貴重な知見をより多くの研究者の間で共有することを目指す点にある。本発表では考察対象を叙法論に限り、第49章 *Modo y modalidad. El modo en las subordinadas sustantivas* (叙法とモダリティ。名詞節中の叙法) (Emilio Ridruejo 担当, pp.3209~3251) と第50章 *El modo en las subordinadas relativas y adverbiales* (関係節・副詞節中の叙法) (Manuel Pérez Saldanya 担当, pp.3253~3322) を中心に検討する。

『スペイン語記述文法』は、Real Academia Española (スペイン王立学士院) の出版物として刊行されたものである。この組織は創設以来、スペイン語文典を2世紀以上にわたって著し続け、その見解は文法の定説とみなされてきた。²⁾ 近年、イタリア語、英語、オランダ語などに関する広汎な記述文法書が相次いで公刊されたことが刺激となって、スペイン語についても同様の企画が立てられ、このたびの出版となったのである。³⁾

『スペイン語記述文法』の構成は次のようになっている。本稿で扱う第49章と50章は、第3部「時制・相・叙法的関係」に含まれている。

- 第1部 語類の基本的統語論 (第1章「普通名詞」～第23章「再帰・相互代名詞」)
- 第2部 主な統語的構文 (第24章「他動性と自動性」～第43章「省略」)
- 第3部 時制・相・叙法的関係 (第44章「動詞の単純時制」～第53章「現在分詞構文」)
- 第4部 文と談話 (第54章「等位関係と従属関係」～第65章「関係節などによる迂言法」)
- 第5部 形態論 (第66章「形態分析の単位」～第78章「短縮形・略語・頭字語」)

2. スペイン王立学士院と叙法

さて、スペイン語の叙法の研究方法については、幾つかの論点があるが、中でも重要と考えられるのは、次の2点である。第1は、叙法の形式面を重視して分析するか、意味面を重視して分析するかという問題である。前者の立場をとれば、たとえば接続法は統語的従属を示す叙法であるといった帰結が導かれるのに対し、後者によれば、たとえば接続法は強い主観性を表す叙法であるというような捉え方が是とされることになる。第2は、叙法の諸用法は、果たして1つの原理に収束し得るものなのか、それとも相容れない複数の機能が単一の形態に託されているのかという問題である。前者、即ち一元論に基づく立場の例としては、接続法は非現実性を表すのが本義であるとする説があげられる。反対に多元論の見解の例としては、接続法は願望、または疑惑、または従属を表す叙法であるというような規定の仕方があげられる。

スペイン王立学士院の文法書は、従来、直説法を「独立して現実かつ客観性を表す」叙法、接続法を「願望を表し、或いは他の事項に従属する事項を示す」叙法のように、形式面、意味面の双方から捉える説明を行ってきた。⁴⁾ しかし近年は意味面を重視する一元論の傾向を強め、1973年の『新スペイン語文法素描』では、直説法を「realidad (現実) を表す」無標の叙法、接続法を「no realidad (非現実) を表す」有標の叙法と規定し、1994年の Alarcos の文法書では、直説法は「no ficción (非架空)」の事項を表す叙法、接続法は「ficción (架空)」の事項を表す叙法であると定義した。⁵⁾

『スペイン語記述文法』第49章、第50章は、筆者を異にしているが、叙法についての基本的な捉え方は共通している。即ち、直説法を「aserción (主張) を表す叙法」、接続法を「no aserción (無主張) を表す叙法」とみなす、意味面重視の一元論をとるのである。⁶⁾ ただし以下で見るとおり、第49章よりも第50章の方がこの立場を鮮明に支持しているといった、程度の差は無論存在する。

「主張」の概念は、米国の Terrell & Hooper (1974) が唱えたもので、発話内容が真であるとの話者の積極的な表明を意味する。直説法を「内容が真であることを主張する形式」と捉えることは、一見、同叙法を「現実を表す形式」とみなす従来の説明と大差がないように思えるが、そうではない。たとえ内容が真実であっても、それを文の主たる情報として主張するのではなく、別の主張を行うための副次的情報として提示するような場合には、「無主張」であり、接続法で表されるという見解なのである。「現実を表す」ことの内に、「ある事項が現実だという主張を行う」ことと、「現実を表す内容を利用して別のことを主張する」ことの2種を認めることによって、従来の見地の陥りがちな難点を捕うことができるため、「主張」の概念は多くの研究者によって支持され、その成立からちょうど四半世紀後、スペイン王立学士院の文法書に採用されるに至ったといえる。

3. 第 49 章紹介

『スペイン語記述文法』第 49 章「叙法とモダリティ。名詞節中の叙法」の筆者 Emilio Ridruejo は、通時スペイン語統語論が専門で、緻密で手堅い穏健な分析を旨とする。同章は、以下の 9 節で構成されている。(1) モダリティ、(2) 叙法、(3) 総論、(4) 叙法交替のある名詞節、(5) 叙法が義務的に決まる名詞節、(6) その他の叙法交替の事例、(7) 二重従属節、(8) 不定詞との交替、(9) まとめ。

第 1 節では、モダリティ論の中で、特に叙法と関係が深いのは、発話内容のモダリティと、発話態度のモダリティの区分であるという説明がなされる。

第 2 節では、まずモダリティと叙法の関係が論じられる。命令法は「命令」という発話態度のモダリティと単一の対応をしているが、直説法と接続法の場合は関係が複雑であるという。そしてこの 2 つの叙法の機能に関する諸説を紹介した後、最も有力なものとして「主張の有無」説をあげるが、「無主張」の 1 種である「ある事項が真であると前提すること」を表す機能と接続法との関連を認めることについては、やや懐疑的である。

第 3 節では、実際の言語使用においては叙法選択が機械的に決定される場合が多いと述べ、これに関連して、接続法は単なる従属の標識ではなく、固有の意味を持つ形式であると説いている。

第 4 節では、ignorar (知らない)、no creer (信じない)、parecer (思われる)、imaginar (想像する)、esperar (期待する)、comprender (理解する) などの動詞に導かれる名詞節や間接疑問節における叙法選択について、詳細な記述が行われる。

第 5 節では、ver (見る、分かる)、saber (知る) のように肯定形の時は直説法形を従え、否定形の時は接続法形を従える主動詞や、その逆の *dudar* (疑う) のような動詞、また常に接続法を要求する *desear* (望む)、*prohibir* (禁止する) などの動詞の事例を綿密に検討する。

第 6 節では、decir (言う)、asegurarse (請合う) などに導かれる節、「lo + 形容詞 + es que」構文 (～なのは...だ)、「eso de que」構文 (～ということ) のように、特に微妙な叙法選択の問題がある現象を記述している。

第 7 節では、名詞節が名詞節を内包するという二重の従属が見られる場合の叙法選択を、最上位の動詞が *costar trabajo* (～しがたい) のように否定的な意味を持つものと、*lamentar* (嘆く) のように評価を表すものとに区分して論じている。

第 8 節では、従属動詞が直説法、接続法、不定詞のうち、どの形をとるかという問題について、主動詞の意味によって記述がなされている。

最後の第 9 節では、「主張の有無」と叙法との関連という原則を確認した後、「無主張」の概念には、希求のモダリティと疑惑のモダリティの両要素が関連するという、一元論にして二元論ともいうべき見解をもって、全体を結んでいる。

4. 第 50 章紹介

第 50 章「関係節・副詞節中の叙法」の筆者は、機能主義的な分析手法をとる Manuel Pérez Saldanya で、これまでにカタルニア語バレンシア方言の叙法についての研究などを発表している。同章は、以下の 3 節で構成されている。(1) 関係節、(2) 副詞節、(3) まとめ。このうち第 1 節と第 2 節は、各々 7 項に分かれている。

第 1 節「関係節」の第 1 項は総論である。ここでは、関係節中の叙法選択には、従来から言われている「especificidad (特定性) の有無」よりも、「主張の有無」の方が大きく関与していると思われるべきであるとの提案がなされる。即ち、関係節の内容が独立した情報として主張されている時、直説法が用いられ、逆にその内容がより大きな情報内の一要素に過ぎない場合、接続法が使われるというのである。

第 2 項は、先の提案の延長線上にある「opacidad (不透明性)」の概念を扱う。接続法を用いた関係節の先行詞は、carácter referencial (指示性) が中断されて「不透明」な状態にあると規定した上で、主動詞、文の型、否定、後時性、習慣性など、不透明性を生み出す諸要素と叙法との関係を記述している。

第 3 項以下は、関係節にかかわる構文別の記述となる。即ち、文頭に置かれる関係節での叙法選択 (第 3 項)、先行詞に como (まるで～のように) が冠せられた「比較関係節」(第 4 項)、最上級など、「意外性」の含みを表す関係節 (第 5 項)、二重従属の関係節 (第 6 項)、「～すべき」という目的の意味を表す関係節 (第 7 項) が扱われている。第 5、6 項では、「無主張」の 1 種である「文の副次的情報を表す」機能が接続法と密接に関係があることが、繰り返し説かれる。

第 2 節「副詞節」の第 1 項も総論であり、ここで接続法が「無主張」を示すことが改めて確認され、「subjuntivo dubitativo (疑惑の接続法)」、「subjuntivo volitivo (希求の接続法)」、「subjuntivo temático (副次的情報の接続法)」の 3 種に下位区分される。ここで「副次的情報」とは、内容が現実であってもそのこと自体を主張するのではなく、別の主張を行うための前提となるような情報をいう。

第 2 項以下では、原因・結果を表す副詞節 (第 2 項)、譲歩の副詞節 (第 3 項)、条件節 (第 4 項)、目的を表す副詞節 (第 5 項)、時の副詞節 (第 6 項)、様態・否定などの副詞節 (第 7 項) における叙法選択のしくみが記述される。接続法が原因を表す como (～なので)、de ahí que (それゆえに)、aunque (～にもかかわらず)、después de que (～のあとで) などに導かれる場合は、その内容が現実を表す事例が可能になるが、これは「副次的情報の接続法」という扱いを受けている。また二重従属の副詞節も同じ方法で説明されている。

第 49 章に比べ第 50 章は、「無主張」およびその一種である「副次的情報」の概念を前面に出して説明しようとする傾向が著しい点が大きな特徴である。

5. 管見

以上で概観したように、『スペイン語記述文法』の中の叙法を主題として論じた第 49 章、第 50 章は、詳細かつ体系的で行き届いた記述を行っている。膨大な先行研究の成果を手際よく整理して生かしつつ、担当者自身の分析を加え、示唆に満ちた提案を数多く示している点で、極めて高い評価に値する。今後、長らく叙法論研究の基盤と 1 つとして、研究者および一般読者に活用され続けていくであろうことは疑いない。

担当者によって分析方針に多少の違いがあるが、問題となるほど意見対立している場合は少なく、むしろ現象を複眼の視点でとらえた奥行きの高い記述になっている。

しかし当然のことながら、本書も無謬であるわけではなく、細部においていくつか改良すべき余地が見られるように思える。⁷⁾ 第 1 に、例外的な事象の説明に力を注ぐあまり、むしろその事象が一般的なものであるかのような印象を与える記述が散見される。たとえば第 49 章第 4 節第 3 項「間接疑問節中の叙法」(pp.3224-3229) では、間接疑問節に接続法が用いられた古いスペイン語の事例が多数紹介され、詳しく説明されている。ところが現代のスペイン語ではそのような事例はごく限られていて、直説法の使用が一般的であるのに、そのことへの言及がない。⁸⁾

また第 50 章第 2 節第 2 項の 7 (pp.3297-3299) は、*de ahí que* (それゆえに) や *de aquí que* (これゆえに) に導かれる結果節を扱っている。ここには同構文の例文が 7 つあげられているが、うち 1 例が接続法の例、1 例が両叙法をとる例で、その他 5 つは直説法の例である。これではあたかもこの構文に直説法が全く自由に使えるかのようなのだが、実際には逆に接続法指向が強いのは、周知のとおりである。⁹⁾ これらの箇所では、どれが無標の用法で、どれが有標の用法なのかについて、より明示的な記述をすることが望まれる。

第 2 に、叙法に関する問題のうち、かなり重要なものの記述が欠落している点が指摘できる。たとえば「名詞相当語 + *de que*」で始まる名詞修飾節は、叙法決定に関して複雑な問題を持っているにもかかわらず、いずれの章でも扱われていない。第 49 章第 6 節第 5 項 (pp.3243-3244) で *eso de que* (例の～ということ) による節が論じられてはいるが、同類であり使用頻度も高い *el hecho de que* (～ということ) による節などへの言及がない。¹⁰⁾

「*por* + 形容詞・副詞 + *que*」、「*por mucho (poco, más)* + 名詞 + *que*」のように「どんなに～であっても」という譲歩を表す副詞節についても、ほとんど説明がない。第 50 章第 2 節第 3 項の 1 (pp.3299-3301) で *por más que* ~ (どんなに～しようと) の例が 1 つあがっているに過ぎず、この頻出形式の記述にしては不十分の感は否めない。¹¹⁾

また第 50 章第 2 節第 7 項に *sin que* (～なしに) で始まる節についての記載はあるが、それに類する *excepto que* や *salvo que* (共に「～を除いて」) には全く触れられていない。¹²⁾ 以上の問題について、相当の紙幅を割いて記述をする必要があると考えられる。

6. 二重主節の問題

『スペイン語記述文法』第49章第7節「二重従属」(pp.3244-3246)では、拙稿(1990b)“Sobre la cláusula superregente” (超主節について)が詳しく引用されており、大変名譽に感じているが、拙稿の提言への批判も行われているので、それに対して一言回答をせざるを得ない。¹³⁾

名詞節が名詞節を内包する二重従属の文では、叙法は一般に従属節を直接に支配する主要素によって決定される。たとえば次の例文(1a)では、*estuviera* (*estar*[～である]の接続法過去)という叙法形態は、それを直接支配する *ser mejor* (～の方が良い)の持つ意味特性によって決定され、*ser* (～である)が直説法過去完了 *había sido* という形をとるのは、その直接上位の *comprender* (理解する)という主動詞の意味特性によって決まる。いま(1b)のように、二重従属の文の最上位の節を「超主節」、その次の節を「主節」、最下位の節を「従属節」と呼ぶことにすると、超主節が主節の動詞の叙法を決め、主節が従属節の動詞の叙法を決めるというように、局所的な支配関係が結ばれるわけである。

(1) a. *Comprendió que había sido mejor que no estuviera en casa.* (= p.3244 (95a))

([[[彼は家にいない] 方が良かったということ] が分かった。])

b. [超主節 [主節 [従属節]]]

ところが時としてこの原則に従わず、超主節が主節を飛び越して、あるいは主節と合体して従属節の動詞の叙法の決定に力を及ぼすことがある。拙稿(1990b)では、これを「超主節現象」と呼んだ。次の例文(2)は、超主節が主節を飛び越す例、(3)は超主節が主節と合体する例である。

(2) *[Me llama la atención [que Xavier afirme [que en Cataluña se encuentren cinco de los mejores restaurantes.]]]* (= p.3244 (96b))

([[[最良のレストランのうち5つはカタルニアにある] とハビエルが主張している] のが私の注目を引いた。])

(3) *[Cuesta trabajo [pensar [que haya podido escribir esa obra.]]]* (= p.3245 (98a))

([[[彼がその作品を書けた] とは考え] にくい。])

この現象は、超主節が接続法指向、主節が直説法指向である時に、従属節の動詞が接続法になるという場合に限って見られ、その逆の、本来なら接続法になるはずの従属動詞が直説法の形をとるといった事例はない。拙稿(1990b)は、このような現象が存在する事実を指摘し、これを説明するに当たって、接続法の命題性の高さ(統語的・意味的独立性の低さ、情報の非重要性)という観点を用いた。即ち、超主節現象は、二重従属という非常に従属の度合いの高い節に起こる。従属の度合いの高い節は、命題性の高い接続法が現れるのに適した環境である。従って本来の支配関係をいささか逸脱して、超主節現象を認めてでも、できればここに接続法を用いようとする意識が話者に起こるのは、自然な傾向であると考えられる、と考えるのである。

『スペイン語記述文法』は超主節現象の存在を認め、その術語を採用し、第 49 章第 7 節においてその記述を行った。しかし拙稿 (1990b) の示した説明については、次のように述べて批判している。

Se ha explicado este caso de selección modal por parte del predicado superior como resultado del alto grado de proposicionalidad de la subordinada que es impuesto por estos predicados más altos (Fukushima 1990), en el sentido de que el objetivo comunicativo relevante de la oración no radica en la proposición que aparece en ese modo sino en la del predicado superregente. Pero, si simplemente se tratara de la mayor o menor relevancia de proposicionalidad, serían posibles construcciones con subjuntivo seleccionado por el predicado superregente, que, sin embargo, parecen de aceptabilidad muy dudosa. (p.3245)

(上位の述語が叙法選択を行うこのような事例は、これら上位の述語が従属節に与えた高い命題性の結果として生じると説明されたことがある (福嶋 1990)。つまり、文の主要な情報的主眼はその叙法の形で現れる節ではなく、超主節に存するというのである。しかしもしこの問題が単に命題性の大小に帰するのなら、次のような文も超主節が接続法を選択しているから可能なはずだが、その容認度は非常に低いようである。)

「拙稿 (1990b) の説明では可能なはずだが容認度の低い文」とは、次の(4)である。

(4) ?? [Manda [observar [que **haya venido** el médico de guardia.]]] (p.3245)

([[[当直医が来たこと]を見ているよう]命じる。])

この批判については、以下の 3 点において反論できる。第 1 に、拙稿 (1990b) では、二重従属の環境下では常に接続法が現れると述べているのではない。「超主節の述語が感情または否定を表す場合」(p.173)と明確に規定している。例文(4)の述語 mandar (命じる) は接続法指向動詞ではあるが、希求の意味を表す動詞群に属するから、超主節現象が起きないことに問題はない。

第 2 に、この例文(4)は、従属節の動詞を直説法に改めて Manda observar que ha venido el médico de guardia. としても依然、容認度が低い。¹⁴⁾ 従ってそもそも拙稿 (1990b) の提言を覆すための例証とはならない。

第 3 に、第 50 章でも二重従属の問題が扱われている。これは例文(5)、(6)のような関係節や副詞節の関与した二重従属であるが、ここでは拙稿 (1990b) の説明と極めて近似した説明方法がとられている。

(5) [Me sorprende [que hayas encontrado un libro en el [que se { *analiza* / *analice* } el constitucionalismo decimonónico.]]] (= p.3280 (68))

([19 世紀立憲政治の分析がなされている] 本を君が見つけた] とは驚きだ。]]])

(6) [Me molesta [que se haya ido con el tiempo tan justo [que { *ha tenido* / *haya tenido* } que coger un taxi.]]] (p.3297)

([タクシーをつかまえないといけない]ほどぎりぎりの時間に彼が出かけた]のは、迷惑なことだ。]]])

即ち、関係節を最下位に置く二重従属構造になった(5)では、関係節の動詞が *analiza* と直説法になる場合は、この部分にも *relevancia informativa* (情報的重要性) が置かれているのに対し、*analice* と接続法を用いる場合は、ここが *información temática* (副次的情報) を持つと説く。(pp.3280-3281) また (6)のように副詞節が最下位に置かれた二重従属の文でも、話者が副詞節の内容を主たる情報の1つとして伝えようとする時は直説法 *he tenido* を用い、その部分に既知情報を担わせるのであれば、接続法 *haya tenido* を選ぶと述べている。(pp.3296-3297)

従って、もし第 50 章の担当者が名詞節の関与する二重従属の問題を論じたならば、拙稿 (1990b) に基本的には賛同したのではないかと推測される。

以上3点によって批判そのものには回答し得たと考えるが、拙稿 (1990b) の提言には、殊に「副次的情報」の概念の規定などについて不十分なところが多々あることは承知しているので、今後も考察を続けていきたい。

7. むすび

本稿では大著『スペイン記述文法』の中の2つの章を紹介し、若干の批評を加えた。全体から見ればごく一部分であり、内容に関する筆者の誤解がないとも限らないが、輪郭をつかむ手がかりになるのではないかと考える。この書物の成果が我が国のロマンス語学者の間で大いに活用され、ロマンス語研究が一層進展することを願って擱筆する。

注

* 本稿は 2000 年 5 月 28 日、東京大学にて開かれた日本ロマンス語学会第 38 回大会において口頭発表した内容に加筆したものです。席上、貴重なご意見を賜った先生方、ならびに拙文を査読下さった先生方に厚く御礼申し上げます。

- 1) 高垣・上田 (2000: pp.97~98) にも簡潔にして当を得た紹介がある。
- 2) 初版は 1771 年の *Gramática de la lengua castellana* (カスティリア語文法)。1917 年まで、この題の下で内容の改定を重ねて出版された。1920 年に *Gramática de la lengua española* (スペイン語文法) と改題された。1973 年に新しい言語学の潮流に沿うべく *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española* (新スペイン語文法素描) が出版された。ここまでの刊行物は執筆担当者名を記載しない慣例であったが、1994 年

の *Gramática de la lengua española* (スペイン語文法) (Emilio Alarcos 著) 以来、個人名を明らかにするようになった。『スペイン語記述文法』は、この Alarcos の文法書に続くものである。現在は、一般読者を対象にした、あまり大部ではない規範的な文法書の編纂が進められているとのことである。

- 3) 次のような著作をさす。 *Grande grammatica italiana di consultazione*, 3 vols., Il Mulino, Bologna, 1988-1995. *A comprehensive grammar of the English language*, Longman, London, 1985. *Algemene Nederlandse Spraakkunst*, Martinus Nijhoff, Groningen, 1997, 2nd. ed.
- 4) たとえば 1880 年版 *Gramática de la lengua castellana* では、直説法は *el modo que señala ó manifiesta directa y absoluta ó independientemente, y con más ó menos proximidad, el estado ó acción de las personas ó cosas*, 接続法は *el modo que no expresa nunca por sí solo, como el indicativo, afirmaciones absolutas, y cuyo sentido es optativo, desiderativo ó condicional, no suele usarse por esta razón sin otro verbo, expreso ó tácito, colocado antes ó después (pp.62~64)* と定義され、1931 年版 *Gramática de la lengua española* では、直説法は *el modo que expresa el hecho como real y objetivo*, 接続法は *el modo que lo expresa como un deseo, o como dependiente y subordinado a otro hecho indicado por uno cualquiera de los otros tres modos (p.265)* と規定されている。
- 5) *Real Academia Española* (1973: p.454), Alarcos (1994: p.154)。
- 6) この原則が名詞節中の叙法に適用されることは第 49 章 p.3219 に、また関係節および副詞節中の叙法に適用されることは第 50 章 p.3255, 3287 に記されている。
- 7) なお単純な印刷ミスとしては、次のようなものがある。49 章 p.3230 (47b~d) の文末に終止符が必要。50 章 p.3256 (1), p.3259 (1) の *la* は *las* に訂正。 p.3313 (159) *un* は *una* に訂正。
- 8) 江藤 (1992)、山田・他 (1995: 343-344) 参照。
- 9) この構文は従来、義務的に接続法をとると言われてきたが、最近の研究では直説法を用いた実例もあることが確認されたというのが実情である。拙稿 (1993) 参照。
- 10) 拙稿 (1990a) 参照。
- 11) 拙稿 (1984: 40) 参照。
- 12) 出口 (1999) によれば、*excepto que* よりも *salvo que* の方が使用例が格段に多く、また前者は直説法をとる傾向が、後者は接続法をとる傾向が強いという。
- 13) 同章 p.3244 (95a), (96), (98b) は拙稿 (1990b: 170-171) から採られたものである。なお、同章には出口 (1981) も引用されている。
- 14) 10 名ほどのスペイン語母語話者に確認した。この中には『スペイン語記述文法』の編者の 1 人 Violeta Demonte 博士も含まれている。なお、(4) 中の接続詞 *que* を *si* に替えて、*Manda observar si ha venido el médico de guardia.* (当直医が来たかどうか見るよう命じる。) とすれば文法的になるが、これは間接疑問節だから、そもそも接続法が現れるのが難しい環境となり、超主節現象を調べるのに適した文ではなくなる。

参考文献

- Alarcos Llorach, Emilio (Real Academia Española) (1994) *Gramática de la lengua española*, Colección Nebrija y Bello, Espasa Calpe, Madrid.
- Bosque, Ignacio y Violeta Demonte (dirs.) (Real Academia Española) (1999) *Gramática descriptiva de la lengua española*, Colección Nebrija y Bello, 3 vols., Espasa Calpe, Madrid.
- 出口厚実 (1981) "Notas sobre la negación", *Linguística Hispánica* 4: 47-62, 関西スペイン語学研究会。
- _____ (1999) 「「例外性」の表現と叙法」、関西スペイン語学研究会第 226 回例会口頭発表。
- 江藤一郎 (1992) 「中世スペイン語の間接疑問文における接続法」、『天理大学学报』171: 47-64。
- Real Academia Española (1771) *Gramática de la lengua castellana* (Juan Trigueros y Juan Aravaca), Madrid.
- _____ (1880) *Gramática de la lengua castellana*, Gregorio Hernando, Madrid.
- _____ (1920) *Gramática de la lengua española*, Madrid.
- _____ (1931) *Gramática de la lengua española*, Espasa-Calpe, Madrid.
- _____ (1973) *Esbozo de una nueva gramática de la lengua española* (Salvador Fernández Ramírez y Samuel Gili Gaya), Espasa-Calpe, Madrid.
- 高垣敏博・上田博人 (2000) 「海外言語学の最新動向 2. スペイン語圏——世界に広がるスペイン語研究」、『言語』2000 年 2 月号: 96-101, 大修館。
- Terrell, Tracy & Joan Hooper (1974) "A semantically based analysis of mood in Spanish", *Hispania* 57-3: 484-494, AATSP, Baltimore.
- 山田善郎・他 (1995) 『中級スペイン文法』、白水社。
- 拙稿 (1984) 「イスパニア語接続法の頻度調査」、『イスパニカ』28: 32-48、日本イスパニヤ学会。
- _____ (1990a) 「el hecho de que 節について」、『イスパニカ』34: 97-112, 日本イスパニヤ学会。
- _____ (1990b) "Sobre la cláusula superregente", *Indicativo y subjuntivo* (Ignacio Bosque, ed.), Taurus, Madrid.
- _____ (1993) 「de ahí que 構文について」、『神戸外大論叢』44-6: 1-22, 神戸市外国語大学。